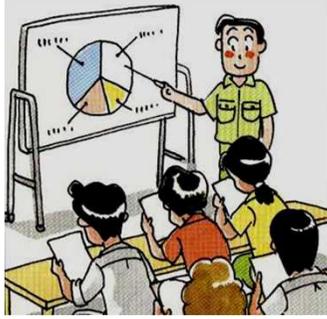
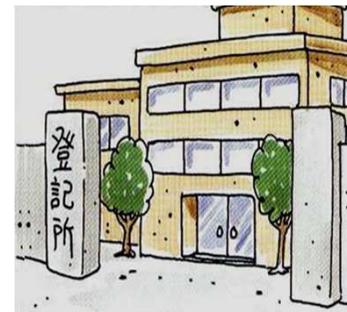


# 法務局作成地図ができるまで(あらまし)

長崎地方法務局

①	所有者説明会	令和7年10月
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地区内の皆様方に対する趣旨説明などの広報活動を行います。 ※ 事情により、説明資料の配布を行い、説明会に代えさせていただく場合もあります。</li> <li>○ 所有者説明会終了後、作業担当者が現地で事前調査等を開始します。</li> </ul>
②	基準点測量	令和7年11月～令和7年12月
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 骨格測量ともいい、地図作成上の骨組みとなる大切な測量で、後続の一筆地測量のよりどころとなるものです。</li> </ul> <p>基準点測量において、法務局が設置する4級基準点(金属鋳)サンプル</p>
③	一筆地調査	令和8年4月～8月
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、おおむね土地の配列に従って、一筆ごとにその境界や地番・地目を調査・確認します。 (マンションについては、代表者に立ち会っていただく予定です。)</li> <li>○ 確認ができた土地には、順次、筆界保全標を設置します(費用は法務局負担)。</li> </ul>

④	一筆地測量	令和8年7月～9月
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ②で設置された基準点等に測量器械を据え付け、③の一筆地調査で確認した境界までの距離や角度を測定します。</li> <li>○ 測量成果に基づいて、順次、一筆ごとの測量図と対象区域の地図を作成します。</li> </ul>
⑤	成果の閲覧確認	令和8年12月
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作成した地図の原図、地積等一覧表について、一定期間を設け、皆様に確認していただきます。</li> <li>※ 令和8年11月末までに、各所有者に一筆地測量図を送付いたします。</li> </ul>
⑥	成果の備え付け	令和9年3月
↓		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ⑤の成果の閲覧確認が終了すると、地図データとして法務局で管理します。その後は、誰でも閲覧することができ、また、写しの請求をし、交付を受けることができます。</li> <li>○ 成果に基づき、各土地について、職権登記を行います。</li> </ul>

何かご不明な点がございましたら、担当者へお尋ねください。

長崎地方法務局 不動産登記部門 地図整備・筆界特定室  
電話 095-827-0900(担当:新田)

# 法務局地図作成事業についてのお知らせ



不動産登記推進イメージ  
キャラクター「トウキツネ」

## 土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

長崎地方法務局では、令和7年度から、国の事業により、**長崎市鳴滝2丁目、片淵2丁目、片淵3丁目の一部及び夫婦川町の一部**において、精度の高い不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成することになりました。この地図作成事業は、皆様が所有する土地の境界（筆界）を登記に反映する重要な事業です。今後、この事業を円滑に進めるためには、皆様方のご協力をいただく必要がありますので、趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

### ○ 新たな地図を必要とする理由

現在、法務局に備付けられている当該地域の地図は、明治時代に作成されたものを基本としており、精度が低く、地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の境界や面積が正確でないものがあります。

このような公図のままでは、土地や建物の売買などの不動産取引や住宅の新築又は増改築の際や、あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じるケースもあります。

そこで、長崎地方法務局では、これらの問題を未然に防ぐため、土地の一筆ごとの境界を確認し、正確な測量を行った上で精度の高い地図を作成することにいたしました。

### ○ 地図作成のメリット

- ☆ 国家基準点による測量で作成された地図は、土地の位置、区画を特定でき、境界紛争を未然に防ぐことができます。
- ☆ 災害等によって土地の境界が不明になっても、当該地図に基づき復元測量することで、境界を特定することが可能になります。
- ☆ 登記簿上の地目や面積が一致しない土地は、調査・測量に基づき、法務局において職権で変更・更正の登記をします。
- ☆ 当該地図は、法務局備付地図として適正に維持・管理され、地図の写しの交付請求が可能になります。

※ ただし、境界確認ができなかった場合には「筆界未定地」として処理せざるを得ず、その境界は地図に表記することができません。地図完成後に境界確認された場合は、各所有者の負担により地図訂正等の申請を行うことで筆界未定を解消することになります。

### ○ 費用

測量費用及び境界標識（筆界保全標）の設置費用については、国が負担します。  
ただし、境界確認立会いの際の交通費は個人負担となります。

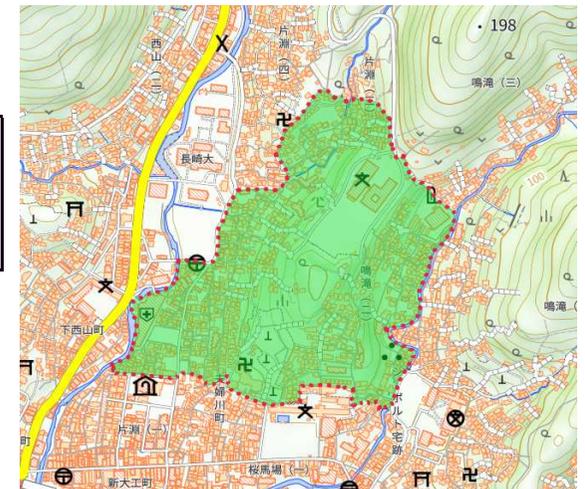
### ○ 立会いについて

土地所有者様には、別途、立会日時をご案内し、日程調整いたします（令和8年4月以降実施予定）。

### ● 皆様にお願ひすること

- ☆ 境界杭や境界標識等は、測量の基礎となるものです。絶対に動かさないでください。
- ☆ 事前調査や測量の際、土地に立入る必要があります。あらかじめご了承の上、ご協力願ひます。

### 【地図作成事業実施区域】



地理院地図  
GSI Maps

（国土地理院地図を編集して作成）

### 【作業に関するお問合せ先】

〒850-8507 長崎市万才町8番16号  
長崎地方法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室  
電話 095-827-0900（担当：新田）

